

(仮称)滋賀県食品ロス削減推進計画(素案)の概要

～ 三方よしと県民総参加でフードエコ ～



第1章 計画策定の趣旨等

策定の趣旨

- 食品ロス(食べられるのに廃棄された食品)は、我が国でも大量に発生しており、国際的にもSDGsに位置付けられるなど、真摯に取り組むべき重要な課題
- 令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)が公布され、10月に施行
- 国が定める基本方針を踏まえ、都道府県は、食品ロス削減推進計画の策定に努めるよう規定
- 本県の食品ロス削減に向けた取組を着実に推進するため策定するもの

計画の位置づけ

- 食品ロス削減推進法第12条1項に基づく法定計画(努力義務)
- 同法第12条2項に基づき、関係法令に基づく各種の計画(滋賀県廃棄物処理計画や滋賀県食育推進計画等)と調和が保たれたものとする。

計画期間

令和2年度から令和7年度 **6年間**
社会経済情勢や状況の変化等に応じて、必要な見直し

第2章 食品ロスの現状と課題

現状

食品ロスの全国の発生量 612万トン(H29推計)
うち、家庭系食品ロス(食べ残し、過剰除去、直接廃棄) 284万トン
事業系食品ロス(規格外品、返品、売れ残り、作りすぎ等) 328万トン

本県のこれまでの取組・今後の課題と方向

- 第四次滋賀県廃棄物処理計画において、食品ロス対策を3Rの施策の柱の一つとして位置づけ、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」等と連携を図りながら、「三方よし!!フードエコプロジェクト」を展開し、食品ロス削減を推進
- 一層の削減に向け、本県における食品ロスの発生量等の実態把握や数値目標の設定について、検討が必要
- 食品ロス削減に関する知識や意識の向上、具体的な行動の実践、未利用食品を有効活用する仕組み作りについて、消費者、事業者、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協力し、県民運動として推進していくことが必要

第3章 削減目標

目標設定の考え方・達成に向けた当面の目標

【県の目標】家庭系食品ロス 2030年度までに食品ロス量を半減(2000年度比)
事業系食品ロス ※国目標と同じ

目標達成の指標として、当面は以下の指標とする。
本県における食品ロスの実態量把握の進展に応じ、発生量を指標とすることを検討

- 家庭系食品ロス
家庭での食品ロスについて「全く発生していない」と回答した人の割合
(県政モニターアンケートによる) 指標(令和7年度) **35%** (令和元年度実績 23.9%)
- 事業系食品ロス
推奨店の登録店舗数(累計) 指標(令和7年度) **300店舗** (令和元年度実績 118店舗)

第4章 食品ロス削減推進施策

求められる役割と行動

消費者、事業者、行政等の多様な主体が、基本方針で定める「求められる役割と行動」を実践するとともに、各主体が連携し、県民運動として基本的施策を推進

基本的施策

1
教育および学習の振興、普及啓発等

- 三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大等
- 効果的な普及啓発の実施
 - 大型イベント等で企業等と連携し、幅広い世代へ周知
 - 「三方よし!!でフードエコプロジェクト」を県民運動として推進
 - 店頭での効果的な普及啓発の方法を検討、実施
 - 食品ロス削減レシピの募集と周知
 - 身近な3R行動の実践を促す出前講座の開催
 - 3010運動の推進
- 消費者教育との連携(エシカル消費の普及啓発)
- 健康推進員等食育ボランティアとの連携
- 学校教育等を通じた取組の推進(食育)



2
食品関連事業者に対する支援

- 削減取組事例等の共有、周知
 - 商慣習の見直し等に対する事業者との情報交換および消費者理解の促進
- 事業活動における食品ロスの未然防止等の促進
 - 6次産業化の推進(規格外農畜水産物の活用)
 - 県産農畜水産物等の県内での販売・購入の推進(地産地消)
 - HACCPに沿った衛生管理の実施を指導(規格外品や返品等の削減)
 - 飲食店や宿泊施設、小売店の取組を支援(食べ切り、売り切りの促進)

3
表彰の実施

- 食品ロス削減の先進的な取組事例を周知し、削減取組の重要性が広く認知され、県内における一層の実践を促すため、**表彰を実施**

4
実態調査等の推進

- 食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努め、実態調査を実施する市町や事業者等を国とともに支援
- 効果的な施策の立案等に資する資料を収集するための調査を検討、実施

5
先進的な取組の情報収集および提供

- 全国の先進的な取組や優良事例を様々な機会を捉えて収集し、各種媒体を通じて幅広い世代に情報を提供・発信

6
未利用食品を提供するための活動の支援等

- フードドライブ活動が全県的な活動となるよう推進
- 災害救助物資(食料)の有効活用(フードバンク活動団体等への提供など)
- 未利用食品の提供が円滑に進むよう、関係者相互の連携を促進

第5章 計画の推進体制および進行管理

推進体制

消費者、事業者、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協力し、取組を推進

進行管理

継続的に点検、進捗確認を行い、滋賀県環境審議会において報告するとともに、必要に応じて施策を見直し

別紙 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月31日閣議決定)抜粋